

第46号議案

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和7年2月28日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

定年前再任用短時間勤務職員等に係る住居手当の支給について規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の見出し中「及び住居手当」を削り、同条中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年中野区条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第22条第8項中「、第12条及び第14条」を「及び第12条」に改める。